

旭川医科大学病院医療安全管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院医療安全管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療安全管理委員会規程（平成16年旭医大達第102号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
(1) 病院長	(1) 病院長
(2) <u>副病院長(医療安全管理責任者)</u> （新設）	(2) <u>副病院長のうちから 2人</u>
(3) <u>前号以外の副病院長のうちから 1人</u> （新設）	
(4) <u>医療安全管理部長</u> (新設)	
(5) 医薬品安全管理責任者	(3) 医薬品安全管理責任者
(6) 医療機器安全管理責任者	(4) 医療機器安全管理責任者
(7) 医療放射線安全管理責任者	(5) 医療放射線安全管理責任者
(8) 事故防止啓発部会責任者	(6) 事故防止啓発部会責任者
(9) 診療科長のうちから 10人以上	(7) 診療科長のうちから 10人以上
(10) 専任リスクマネジャー	(8) 専任リスクマネジャー
(11) 事務局次長（病院担当）	(9) 事務局次長（病院担当）
(12) その他病院長が必要と認めた者	(10) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号、第9号及び第12号の委員は、病院長が指名する。

3 第1項第1号から第10号及び第12号に掲げる委員が、第2条第4号に規定する問題が発生した病院に置かれる部署（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同号に係る審議に加わらないものとする。

（任期）

第4条 前条第1項第3号、第9号及び第12号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1項第2号に規定する委員を、副委員長は同項第4号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は第2条第4号にかかる審議において、当該問題が、委員長が所属する診療科等で発生したものであるときは、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

3 第3条第1項第3号から第12号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には、あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は、第3条第1項に規定する委員とみなす。

（略）

2 前項第2号、第7号及び第10号の委員は、病院長が指名する。

3 第1項第1号から第8号及び第10号に掲げる委員が、第2条第4号に規定する問題が発生した病院に置かれる部署（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同号に係る審議に加わらないものとする。

（任期）

第4条 前条第1項第2号、第7号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は病院長を、副委員長は第3条第1項第2号に規定する委員のうちから病院長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は第2条第4号にかかる審議において、当該問題が、委員長が所属する診療科等で発生したものであるときは、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

3 第3条第1項第2号から第10号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には、あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は、第3条第1項に規定する委員とみなす。

（略）

附 則

この細則は、令和7年7月9日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

【改正理由】

会議の構成について見直しを行い、もって医療安全管理委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。